

第13回昭島市総合基本計画審議会 議事要旨

＜ 日 時 ＞ 令和3年5月21日（金）19:00～20:30

＜ 場 所 ＞ 昭島市役所 市民ホール

＜ 出席者 ＞（敬称略）

【委員】

田中 啓之（会長／相模女子大学 人間社会学部 社会マネジメント学科）、前田 耕司（副会長／早稲田大学大学院 教育学研究科）、谷部 英治（昭島市農業委員会）、白川 宗昭（昭島市教育委員会）、杉田 一男（昭島市まちづくり委員会）、山下 俊之（昭島市行財政改革推進会議）、水野 宏一（昭島市商工会）、中島 岩雄（昭島市自治会連合会）、日恵野 貴之（昭島六団体連絡協議会）、信行 賢順（連合東京多摩中央地区協議会）、浅見 勇（昭島観光まちづくり協会）、赤田 輝子（公募市民）、和田 容子（公募市民）

【事務局】

永澤貞雄（企画部長）、萩原秀敏（政策担当部長）、村山純（企画政策課長）、滝瀬泉之（総合基本計画担当課長）、森田晃（企画調整担当係長）、萩原賢太郎（企画調整担当係長）

【策定支援事業者】

松岡宏（株）地域総合計画研究所）

【傍聴者】

なし

＜ 配付資料 ＞

—机上配付—

- ・ 日程

—事前送付—

- ・ 資料1 市民説明会「～次期総合基本計画の策定に向けて～ 市民説明会を実施しました」
- ・ 資料2-1 第5章 施策の体系 1 安全で安心して住み続けられるまち（案）
- ・ 資料2-2 第5章 施策の体系 4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち（案）
- ・ 資料2-3 第5章 施策の体系 5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち（案）
- ・ 資料2-4 第5章 施策の体系 7 生活を支え、活力を生み出すまち（案）

＜議事要旨＞

1 開会

2 会長挨拶

会長：

ただいまから、第13回総合基本計画審議会を開会いたします。本日の審議に入る前に、本日、大田委員、荒井委員、松本委員、安倍委員、河村委員から欠席の連絡を受けていますので、報告をさせていただきます。

次に、前回4月に行われた第12回審議会の議事要旨については、事務局から事前に配付されていますが、何かお気づきの点等ございますか。

ご指摘の点などないので、第12回審議会の議事要旨は審議会で確認されたものとしてします。

3 議題

(1) 市民説明会について

【事務局より市民説明会について説明】

【質疑】

会長：

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間中の開催で参加者は合計24名であった。審議会からは、私と中島委員、山下委員が出席したので、お二人より感想等をお願いしたい。

中島委員：

参加者は金曜日夜が7人、日曜日午後が17人で、日曜日の方が多かった。状況で仕方ないが説明会の趣旨から、もっと多くの市民に参加してもらいたかった。今後説明会を開催するにあたっては、より多くの方が参加できる曜日や時間を設定されると良いと思う。

山下委員：

金曜日の方に出席したが、市民の関心は実施計画レベルのものが多かった。これまで総合基本計画としては大綱レベルの審議をしてきているが、今後どのように反映していくのが大事になる。

会長：

熱心な市民の方が多いなと感じた。何人かの方から、市民が協力して全体を良くしていきたいというようなかなり前向きな意見をいただき、協働で事業が出来ると良いなと思った。

また、横田基地に関連する意見もあり、避けては通れない問題であると思った。

（２）基本計画（第５章）の策定に向けて

【 事務局より基本計画（第５章）施策の体系 １・４・５・７各（案）について説明 】

【 質疑 】

会長：

施策の体系相互に関連することもあると思うので、大綱ごとに分けずに全体を一括して審議をさせていただきたい。

中島委員：

基本施策１－①の現況と課題では、「自主防災組織は・・・、組織への加入促進のほか、リーダーの育成などが求められています。」とあるが、政策指標では「消防団の定員を確保し、体制を整える」とあり、どうしてこの相関関係になったのか疑問である。また、私としては、自主防災組織をしっかり作ってほしいと思っているが、主な取組からは、そのやり方をどのように考えているのかわからない。自主防災組織 103 あるうち約 98 が自治会によるもので、それ以外を取り込んでいきたいというのはその通りである。

会長委員：

「政策指標」の書き方に課題がある。

事務局：

市としても自主防災組織を強化していきたいと考えている。ご意見を担当課に伝え、検討したい。

水野委員：

政策指標で、「消防団員の定数の確保」とあるが、「主な取組」のどこに位置づけられたのかわからない。これは他のページでも同じで、「基本施策の目指す姿」から「政策指標」があり、「主な取組」へとつながる。そこに「実施計画」が紐づくものと理解しているが、そのことがわかりにくい。市はどのように考えているか。

事務局：

消防団員の確保については、主な取組「a. 防災・減災体制の充実」の４行目に、「消防団員の確保や装備を充実させる」と記載したが、こういった取組により、団員の確保をしたいと考えている。

杉田委員：

消防団各分団定員 20 名を確保することは大変で、地域の特性があり昔の農村地域ではどうにか確保出来ていたが、最近では難しくなっている。集めるとなると団員自らが率先して集めるしかなく、定員に満たないところが多くなっている。それが現状なので、担当課と新たな手立てを検討してほしい。また、自治会組織には団員候補となる住民の情報もあるため、団員確保に向けて考慮してくれればと思う。

和田委員：

自主防災組織の存在自体があまり認識されていない。自分を含め周りに自治会に入会している子育て世代がいらない。自治会との繋がりががないため、自治会が自主防災組織の運営を担

っていることは知らなかった。周知自体が足りていないと思う。自治会が祭りをやっているのは認識しているが、それ以外の活動の情報が回ってこないで、自分を含め自治会に入る価値がわからないという人も多いと思う。

中島委員：

自治会自身の PR も足りない。

和田委員：

PR が足りないというだけでなく、今は SNS で自分の価値観と合う人との情報交換が容易にできてしまうため、自治会のような地元の人たちとの繋がりを必要としない子育て世代が多くなっていると感じる。

浅見委員：

地域防災を考えると、昭島には企業があり、企業の中で自主的に防災を行う「自衛消防隊」という組織がある。最近では社会的責任として、企業間の連携や、大規模災害時には地域との連携で活動するという動きも出てきている。また、地域防災においては、自治会が中心になって行われているが、企業にも自治会にも属さない人はその網に掛からない。最近は外国籍住民も多いため、広く網を掛けていく取組として、SNS の活用や地域での連携を考えていく必要があると思う。

中島委員：

自主防災組織 103 団体の内、約 98 が自治会、それ以外がマンションの管理組合などとなっている。市内の集合住宅 1,000 棟以上で管理組合はあるが、それが自主防災組織になっていない。そこが課題となる。

白川委員：

最近の全国の動きで、ボランティア活動が盛んで、自分の地域でないところに行くケースが見受けられる。昭島は比較的平和であるため、地元でボランティア活動をするという気持ちが湧かない人が多いのかもしれない。しかし、昭島は安全と思われていても、台風などで多摩川が氾濫することがある。自宅の近くの電信柱には 1.6m 位のところに印がしてあり、その印まで増水の危険があると知らせている。こういった危険があるということが実感として湧くのであれば、もう少し地元でボランティア活動をしようという気持ちが生まれるのではないかと思う。ボランティアの人たちが昭島の安全を点検することや、その取組、担い手の育成を考えるなど、現状の自治会や消防団だけでは負いきれない課題について、市政が目を見て新たな施策を打っていく必要があると思う。防災ボランティアを考える会など、市民が昭島の課題を勉強しながら考え、新しいものを作ることが求められている。

和田委員：

ラインは普及し、母親世代の 70 代の人でも使っている。若い人たちを参加してほしいと思うなら SNS などを積極的に活用することなどが必要だろう。

会長：

今までの意見をまとめると、自主防災組織や消防団は重要だが、それに加え、組織などに属さない人たちを取り込む方策が必要である。また、防災ボランティアの育成、SNS の活用や

既存のネットワークと重層的に結び付けるなど、新たな取組に力を入れることが重要という意見であった。

事務局：

いただいた意見を担当課に伝え、内容等を検討する。

中島委員：

「新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針」(P4)とあるが、やることを明確に記述した方が良い。

谷部委員：

7-③「都市農業の振興」についてである。生産緑地制度は、農地が生産緑地に指定されると30年間の営農義務が課される代わりに固定資産税等の優遇措置を受けられるほか、期間満了後には市町村に対し買取申出ができる制度である。平成4年の生産緑地の指定から来年で30年を迎えるのを前に生産緑地法の一部が改正され、申請により特定生産緑地に指定されると10年間の延長が可能となった。しかし、高齢化や後継者不足を背景に延長を希望しない農家もあり、生産緑地の減少が懸念されている。認定農業者や新規就農者への貸出などの支援を行うなど、特定生産緑地への変更をバックアップし、生産緑地の保全に努めてほしい。

また、江戸東京野菜は全部で50種類認定されているが、その中で昭島では「拝島ねぎ」が認定されている。昭島の野菜のブランド化を図る方策なども検討してほしい。

会長：

農地を貸す手立てを書き込んだ方が良いということか。

谷部委員：

高齢化が進んでいる。農林業センサスで農業従事者の平均年齢67.8歳、この5年間に0.8歳高齢化した。農業に従事するのが難しい年齢になってきている。一方、若い人で技術を蓄えてやっていこうという人がいる。

会長：

現況と課題の3行目の人材育成は、農業後継者だけではなく、一般の若い人たちも含めて考えることが必要と言うこと。

谷部委員：

農業法人などではそのような人が参加しているところが増えている。認定農業者など専門的な知識を持っている人がバックアップすることができる。

会長：

7のP6～7に将来農業を考えている人たちとのマッチングなどを検討し、記述することは必要である。

赤田委員：

生産緑地の看板を見るたびに、普通の農地とどこが違うのかと思う。

谷部委員：

市街化区域の中に農地が約 62ha あり、そのうち生産緑地が約 47ha の 75%で、残りが宅地化農地となっている。宅地化農地はいつでも宅地にすることが可能な農地である。生産緑地は制約があるが来年で買取申出ができ、買取がされない場合は、自分で宅地化することが出来るようになる。

山下委員：

生産緑地の話は、5-②の水と緑の環境保全にも関係する。緑の保全には農地の保全が具体的に書かれていない。重複しても良いので、ここでも大事だということを記述する。その中で生産緑地の買取などに対してどのようにしていくかを書く。単純に農業振興のためだけでは新しい方策は出来ないと思う。

和田委員：

都心に住む若い人たちも、郊外で農業などを楽しむ、土に親しむ傾向があるので、その人たちを引き寄せることを含めて考えると良い。

会長：

5-②でも同じようなことを記述する。7-③では生産緑地の期限が来ることを現況と課題のところに書き加えて、新規就農者とのマッチングなど方策を具体的に書くよう検討してほしい。

和田委員：

SNS などでもやっていただくと良いだろう。広報などは市内向けなので、市外の人が見られる方法が良いと思う。

山下委員：

貸農地は、相続税などの納税猶予は受けられるのか。

谷部委員：

生産緑地は原則として貸し出せないが、平成 30 年に制定された都市農地貸借円滑化法による貸借であれば、相続税の納税猶予を受けたまま貸し出すことができるようになった。

一方、円滑化法により以前より貸借がしやすくなったものの、依然として一定の制約が残る。借り手は本格的な事業計画を立てて、認定を受ける必要がある。その計画書通り事業が行われているか毎年チェックもあり、事業を維持できる内容でないと難しい。

山下委員：

谷部委員が言うように、市街化区域内の農地を貸し出すには制約がある。そのため、おおやけに貸し付けることは困難を伴う。地方のように市街化区域外であればこのような問題は起きないのだが。

事務局：

生産緑地はいろいろな制約があるので使い方等難しいところがある。7-③の取組のところでは、例えば a の経営のサポートのところ、法律や制度の周知、技術指導、融資、マッチ

ングなどの取組を挙げさせていただいた。bの地域との連携のところでは、地元野菜の活用や都市農業のアピールなどを挙げさせていただいた。5-②のdの環境保全で農地の維持を図りますなどの表現を検討する。出された意見については担当課に伝えて検討する。

白川委員：

4-③文化芸術のところ、P2の政策評価で「生涯学習講座の充実を図り」とあるが、これだけで、生涯学習の推進が図れるのかという問題がある。生涯学習についての活動の充実を図るとするほうが良いと思う。P5のdの2行目、点字図書は既に行っているもので、併せて入れたほうが良いのではないかと。また、「誰一人残さない」は大事なフレーズなのでこのまま入れておく。P7のcの5行目「外部機関等の設置」とは何を指しているのか。

5-②基本施策の目指す姿の1行目「立川崖線」という言葉は適切か。拝島段丘崖線、それから青柳段丘崖線などがあるが、全体を含めて「立川崖線」で良いか確認をしてほしい。その下に「残堀川などの清掃・・・」とあるが立川市域ではないか、昭和記念公園の中だと管理は難しいのではないかと。

7-④観光まちづくり、主な取組でナビゲーターの活用が重要で、活用を記述してほしい。市民参加のまちづくりが重要である。若い人たちのナビゲーターを育成していろいろなものに参加する仕組みを作ることが大事である。ナビゲーターの活用・育成、それによって市民参加のまちづくりを行う表現が入るとより良い。

事務局：

ご意見をいただいたものについては確認や修正を検討させていただきたい。4-③文化芸術の「外部機関等の設置」については、市では今年度、文化芸術推進基本計画の策定に向けて準備を進めている。これは文化芸術基本法の改正があり、これまでの文化芸術の振興だけでなく幅広く観光、まちづくり、産業、福祉などいろいろな分野と連携を図るということと、職員だけでなく、いろいろな分野の人が入った委員会を作って、評価などを行うことなどが盛り込まれている。今回の資料の表現はわかりにくいので、記載内容は検討するが、今後策定する文化芸術推進基本計画には書き込みを行う予定である。

会長：

7-④観光まちづくりの推進のところ、観光ナビゲーターが既に居るのかもしれないが、政策指標に入ると良い。市民ボランティアがまちの魅力を盛り立てていくのは良い。

浅見委員：

まち歩きでも、観光を目的としたまち歩き、社会教育を目的としたまち歩きなど、いろいろある。観光まちづくり協会でも昭島市をいろいろ知っていただくと言うことでまち歩きを実施している。そこにナビゲーターの方にボランティアで参加していただいている。その方々も高齢化しているので、若い人を育てていくことが求められている。観光だけでなく、市政全般の問題としてボランティアを活用する重要性を活かす記述が必要を考える。

和田委員：

ナビゲーターの育成も大事だが、もっと入り口のところに興味を持ってもらうことが重要

である。

会長：

盛り込めるところに盛り込んでいただければと思う。

前田委員：

4-③文化芸術のところ、P2・4・5に共通しているが、P2の下から4行目「年齢や国籍、障害の有無にかかわらず」とあるが、国籍が同じでも多様な民族の問題がある。多様性の問題もあり、ここのところは「地域社会のダイバーシティの推進を踏まえて」とか、「地域社会の多様性を尊重して」など、このところの表現を変えた方が良いと思う。もう一つはP4で、下から6行目「多様化する図書館ニーズに対応するため、レファレンスサービスやハンディキャップサービス（年齢・国籍・障害の有無）など」とあるが「ハンディキャップサービス（年齢・国籍・障害の有無）」は削除した方が良いと思う。この部分は、ハンディキャップという言葉は使われなくなってきた。2000年にはアウトリーチという表現となっていたが、現在はインクルージョン（inclusion）という表現に変わり、社会的な弱者に優しい施設という意味合いにすることが必要だ。

山下委員：

1-②のbは、ソフト事業と言うことで、ハード事業はない。しかし、生活道路を車が通行することが増えている。そうすると、生活道路の2項道路の問題を解消していくことは必要と考える。P2のcに「都市計画道路を骨格とした防災性の高い広域的な道路網の確立を目指します」とあるが、周辺の生活道路の整備を進めないと、防災性が高まらない。両方を合わせた意味で、生活道路の再整備をどのように進めていくのか検討していくことが求められ、今まで再開発や区画整理を進めてきたが、進んでいない現実がある。再度方向性を検討していくことを記述することが必要になっていると思う。

事務局：

道路管理担当課の方でも生活道路の整備が課題となっていることは認識している。都市計画道路の整備が完了した後、生活道路の整備が必要と考えているが、後期計画期間での取組となるため、今回の計画でどのように記載できるかは担当課と相談する。

中島委員：

7-②の政策指標は、年間販売額を伸ばします、製造品出荷額を伸ばしますとあるが、事業者が考えることではないのか、政策指標となるのか。7-⑤の政策指標「詐欺発生件数を減少させます」とあるが、どのようなことがあるのか、疑問である。5-③についてごみ処理場について触れる必要があると思う。

事務局：

政策指標については検討する。ごみ処理施設については、広域処理を断念せざるを得なく、今後10年程度を目途に方向性を決定することになっているが、P6下から6行目「将来の可燃ごみ処理手法についての検討を深め」とある。現段階では方向性が決まっていないが、あらゆる可能性を追求する調査を行っていく。後期計画の段階では方向性が見えると思うが、

現段階ではそこまでは至っていない。

会長：

全体的には今回4つの大綱について審議を行い、次回来月には残りの4つを行い、修正が行われた後、また議論する場があるのでよろしくお願いいたします。

事務局：

今回、第5章の1、4、5、7について審議していただいた。今月中には残りの2、3、6、8について資料送付するので、6月の次回審議会ではその4つについてご審議いただく。7月には改めて全体をご審議いただけると考えている。その後、8月には総合基本計画全体を通した審議をしていただく予定となっている。

中島委員：

次回、2、3、6、8の担当部署があると思う。その人たちに参加してもらい、意見を直に聴いて対応してもらうのが良いと思う。担当のところの議論の時に参加していただくと負担が少ないかと思う。

事務局：

どのような形になるかは約束出来ないが、庁内の検討委員会もあるので対応したい。コロナ禍の中であり、すべての担当を出席させることは難しいが、どのような対応が可能か検討させていただく。

会長：

議題4のその他で、皆さんから何もなければ、事務局から次回の日程の提案をお願いする。

(3) 次回の日程

事務局：

今回は、第14回審議会は、令和3年6月11日（金）、19時から市民ホールにて開催する。

4 閉会